

## モーターボート競走法

### 1. 案内情報

- 手続名 : モーターボート競走会の当該事業年度の事業計画及び収支予算の認可及びその変更の認可
- 手続根拠 : モーターボート競走法第21条第4項
- 手続対象者 : モーターボート競走会
- 提出時期 : 当該事業年度開始の1月前まで
- 提出方法 : モーターボート競走法施行規則第17条の届出書等を所轄地方運輸局へ提出してください
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 正本1通及び副本2通
- 申請書様式 : 提出先にお問い合わせください
- 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- 提出先：関東運輸局船舶部監理課 045 - 211 - 7222
- 中部運輸局船舶部監理課 052 - 952 - 8019
- 近畿運輸局船舶部監理課 06 - 6949 - 6423
- 神戸海運監理部船舶部監理課 078 - 321 - 3147
- 中国運輸局船舶部監理課 082 - 228 - 8794
- 四国運輸局船舶部監理課 087 - 825 - 1186
- 九州運輸局船舶部監理課 093 - 332 - 8084

受付時間：提出先にお問い合わせください。

相談窓口：提出先と同じ

### 3. 手続情報

- 審査基準 : 事業計画に盛り込まれた事業がモーターボート競走法その他の法令に違反するものでなく、かつ、定款に定める事業の範囲であること  
収支予算については、「国土交通大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督等に関する事務取り扱い要領」によること

標準処理期間：1月（ただし、変更の認可は2週）

不服申立方法：行政不服審査法による